$C_2H_3Fl_3$(HCFC–131)	三	○・○○七	—	○・○五	
$C_2H_2F_2Cl_2$(HCFC–132)	四	○・○○八	—	○・○五	
$C_2H_2F_3Cl$(HCFC–133)	三	○・○二	—	○・○六	
$C_2H_3FCl_2$(HCFC–141)	三	○・○○五	—	○・○七	
CH_3CFCl_2(HCFC–141b)(注2)	—	○・一一			七二五
$C_2H_3F_2Cl$(HCFC–142)	三	○・○○八	—	○・○七	
CH_3CF_2Cl(HCFC–142b)(注2)	—	○・○六五			二、三一〇
C_2H_4FCl(HCFC–151)	二	○・○○三	—	○・○○五	
C_3HFCl_6(HCFC–221)	五	○・○一五	—	○・○七	
$C_3HF_2Cl_5$(HCFC–222)	九	○・○一	—	○・○九	
$C_3HF_3Cl_4$(HCFC–223)	一二	○・○一	—	○・○八	
$C_3HF_4Cl_3$(HCFC–224)	一二	○・○一	—	○・○九	
$C_3HF_5Cl_2$(HCFC–225)	九	○・○二	—	○・○七	
$CF_3CF_2CHCl_2$(HCFC–225ca)(注2)	—	○・○二五			一二二
CF_2ClCF_2CHClF(HCFC–225cb)(注2)	—	○・○三三			五九五
C_3HF_6Cl(HCFC–226)	五	○・○二	—	○・一〇	
$C_3H_2FCl_5$(HCFC–231)	九	○・○五	—	○・○九	
$C_3H_2F_2Cl_4$(HCFC–232)	一六	○・○○八	—	○・一〇	
$C_3H_2F_3Cl_3$(HCFC–233)	一八	○・○○七	—	○・一三	
$C_3H_2F_4Cl_2$(HCFC–234)	一六	○・○一	—	○・一八	
$C_3H_2F_5Cl$(HCFC–235)	九	○・○三	—	○・五二	
$C_3H_3FCl_4$(HCFC–241)	一二	○・○○四	—	○・○九	
$C_3H_3F_2Cl_3$(HCFC–242)	一八	○・○○五	—	○・一三	
$C_3H_3F_3Cl_2$(HCFC–243)	一八	○・○○七	—	○・一二	
$C_3H_3F_4Cl$(HCFC–244)	一二	○・○○九	—	○・一四	
$C_3H_4FCl_3$(HCFC–251)	一二	○・○○一	—	○・○一	
$C_3H_4F_2Cl_2$(HCFC–252)	一六	○・○○五	—	○・○四	
$C_3H_4F_3Cl$(HCFC–253)	一二	○・○○三	—	○・○三	
$C_3H_5FCl_2$(HCFC–261)	九	○・○○二	—	○・○二	
$C_3H_5F_2Cl$(HCFC–262)	九	○・○○二	—	○・○二	
C_3H_6FCl(HCFC–271)	五	○・○○一	—	○・○三	

注1　この議定書の適用上、オゾン破壊係数が数値の範囲で表示されている場合には、当該範囲内における最高値を使用する。単独の数値で表示されているオゾン破壊係数は、研究室における測定に基づく計算により決定されたものである。数値の範囲で表示されているオゾン破壊係数は、推定値に基づくものであり、確実性は劣る。数値の範囲は、異性体群に係るものである。上限値は最高のオゾン破壊係数を有する異性体のオゾン破壊係数の推定値であり、下限値は最低のオゾン破壊係数を有する異性体のオゾン破壊係数の推定値である。

注2　商業上使われる可能性の最も高い物質をこの議定書の適用上使用されるオゾン破壊係数と共に示したものである。

注3　地球温暖化係数が表示されていない物質については、第二条9(a)(ii)に規定する手続により地球温暖化係数の値が表示されるまでは、初期値として零が適用される。

議定書に次の附属書を加える。

附属書F　規制物質

グループ	物質	百年地球温暖化係数
グループI	CHF_2CHF_2(HFC–134)	一、一〇〇
	CH_2FCF_3(HFC–134a)	一、四三〇
	CH_3FCHF_2(HFC–143)	三五三
	$CHF_2CH_2CF_3$(HFC–245fa)	一、〇三〇
	$CF_3CH_2CF_2CH_3$(HFC–365mfc)	七九四
	CF_3CHFCF_3(HFC–227ea)	三、二二〇
	$CH_2FCF_2CF_3$(HFC–236cb)	一、三四〇
	CHF_2CHFCF_3(HFC–236ea)	一、三七〇
	$CF_3CH_2CF_3$(HFC–236fa)	九、八一〇
	$CH_2FCF_2CHF_2$(HFC–245ca)	六九三
	$CF_3CHFCHFCF_2CF_3$(HFC–43–10mee)	一、六四〇
	CH_2F_2(HFC–32)	六七五
	CHF_2CF_3(HFC–125)	三、五〇〇
	CH_3CF_3(HFC–143a)	四、四七〇
	CH_2FHF(HFC–41)	九二
	CH_2FCH_2F(HFC–152)	五三
	CH_3CHF_2(HFC–152a)	一二四
グループII	CHF_3(HFC–23)	一四、八〇〇

第二条　千九百九十九年の改正との関係

いずれの国又は地域的な経済統合のための機関も、千九百九十九年十二月三日に北京における締約国の第十一回会合において採択された改正の批准書、受諾書、承認書又は加入書を既に寄託している場合又は同時に寄託する場合を除くほか、この改正の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託することができない。

第三条　気候変動に関する国際連合枠組条約及び同条約の京都議定書との関係

この改正は、気候変動に関する国際連合枠組条約第四条及び第十二条又は同条約の京都議定書第二条、第五条、第七条及び第十条に定める約束の範囲からハイドロフルオロカーボンを除外する効果を有することを意図するものではない。

第四条　効力発生

1　2に規定する場合を除くほか、この改正は、議定書の締約国である二十以上の国又は地域的な経済統合のための機関によりこの改正の批准書、受諾書又は承認書が寄託されていることを条件として、二千十九年一月一日に効力を生ずる。同日までに当該条件が満たされなかった場合には、この改正は、当該条件が満たされた日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2　この改正の第一条に規定する議定書第四条（非締約国との貿易の規制）の変更は、議定書の締約国である七十以上の国又は地域的な経済統合のための機関によりこの改正の批准書、受諾書又は承認書が寄託されていることを条件として、二千三十三年一月一日に効力を生ずる。同日までに当該条件が満たされなかった場合には、この改正は、当該条件が満たされた日の後九十日目の日に効力を生ずる。

3　1及び2の規定の適用上、地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

4　1及び2の規定に基づきこの改正が効力を生じた後は、この改正は、1及び2の締約国以外の議定書の締約国については、その批准書、受諾書又は承認書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

第五条　暫定的適用

締約国は、この改正が自国について効力を生ずる前はいつでも、議定書第二条のJに定める規制措置及びこれに対応する議定書第七条に定める報告に関する義務についてこの改正が効力を生ずるまでの間暫定的に適用することを宣言することができる。

外務大臣　河野　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　原田　義昭
内閣総理大臣　安倍　晋三